

平成26年第4回京丹波町議会定例会（第1号）

平成26年12月 4日（木）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成26年12月 4日

19日間

至 平成26年12月22日

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて

平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）

第 6 同意第 1号 教育委員会委員の任命について

第 7 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第 8 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 9 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について

第10 諮問第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について

第11 議案第68号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第69号 京丹波町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第70号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第71号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第72号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第73号 京丹波町戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議案第74号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制

定について

- 第 1 8 議案第 7 5 号 土地の取得について
- 第 1 9 議案第 7 6 号 平成 2 6 年度京丹波町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 2 0 議案第 7 7 号 平成 2 6 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 1 議案第 7 8 号 平成 2 6 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 2 議案第 7 9 号 平成 2 6 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 3 議案第 8 0 号 平成 2 6 年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 4 議案第 8 1 号 平成 2 6 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 5 議案第 8 2 号 平成 2 6 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 6 議案第 8 3 号 平成 2 6 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 2 号）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1 番 森 田 幸 子 君
- 2 番 松 村 篤 郎 君
- 3 番 原 田 寿 賀 美 君
- 4 番 梅 原 好 範 君
- 5 番 山 下 靖 夫 君
- 6 番 坂 本 美 智 代 君
- 7 番 岩 田 恵 一 君
- 8 番 北 尾 潤 君
- 9 番 鈴 木 利 明 君
- 1 0 番 篠 塚 信 太 郎 君
- 1 1 番 東 ま さ 子 君
- 1 2 番 山 崎 裕 二 君
- 1 3 番 村 山 良 夫 君

14番 山田均君

15番 山内武夫君

16番 野口久之君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（22名）

町長	寺尾豊爾君
副町長	畠中源一君
会計管理者	谷口誠君
参事	伴田邦雄君
参事	藤田真君
瑞穂支所長	川寫勇人君
和知支所長	榎川諭君
総務課長	中尾達也君
監理課長	木南哲也君
企画政策課長	久木寿一君
税務課長	松山征義君
住民課長	長澤誠君
保健福祉課長	下伊豆かおり君
子育て支援課長	津田知美君
医療政策課長	藤田正則君
農林振興課長	栗林英治君
商工観光課長	山森英二君
土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	山田洋之君
教育長	朝子照夫君
教育次長	中尾裕之君
代表監査委員	小畑圭一君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長
書 記

堂 本 光 浩
山 口 知 哉

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは、本日、ご参集いただき大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成26年第4回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番議員・松村篤郎君、3番議員・原田寿賀美君を指名します。

《日程第2、会期の決定》

○議長（野口久之君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月22日までの19日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月22日までの19日間と決しました。

会期の予定は、配付しております会期日程のとおりでございます。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されている案件は、承認第4号ほか18件です。ほか諮問が3件あります。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

11月28日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

9月30日から10月1日まで、鳥取県伯耆町並びに日南町において、全議員による管外行政視察を行いました。

本定例会までに受理した陳情書をお手元に配付しております。

京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しており

ます。

議会広報特別委員会には、議会だより第41号を発行いただきました。

本日、本会議終了後、議会広報特別委員会が開催されます。ご苦労さまでございますがよろしく願いをいたします。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、行政報告》

○議長（野口久之君） 日程第4、行政報告を行います。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、改めましておはようございます。師走を迎えまして、何かと慌ただしい昨今でございます。

本日ここに、平成26年第4回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきましてまことにありがとうございます。

また、日頃議員各位には、円滑な町政の推進にご支援、ご協力をいただいておりますこと、まことにありがたく厚く御礼を申し上げます。

さて、平成26年も残すところわずかとなりました。現在、町内におきましては、来春の全線開通を目指し、京都縦貫自動車道の建設が急ピッチで進められております。建設の遅れを指摘されているところではありますが、確実な事業の完成を望むものであります。

これと並んで、新たに設置される地域振興拠点施設、道の駅「京丹波 味夢の里」建屋部分はその姿を現し、周辺の整備とあわせ徐々に全容が見えてまいりました。この施設が、本町にとりまして名実ともに活性化のための振興拠点となることを願い、万全の状態オープンを迎えられますように調整を図ってまいります。議員各位におかれましても、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

さて、去る11月21日に衆議院が解散され、12月2日の公示から14日の投票に向けて、激しい選挙戦が繰り広げられているところでございます。安倍政権において打ち出されました経済政策アベノミクスによって、日本経済は回復傾向にありますが、本年4月から消費税率3%引き上げにより個人消費は伸びず、景気の足取りは鈍っており、一刻も早い経済の安定と財政再建の実現に向けた国政運営を望むところであります。

平成26年度も早8カ月が経過したところですが、この間6月の降ひょう被害をはじめ、

たび重なる豪雨などにより農地、農林業施設や道路、河川など多くの被害が発生したところ
であります。現在、平成25年度からの繰越事業も含め、施設等の復旧事業に取り組んでい
るところであり、速やかな生産基盤並びに生活基盤の回復に努めてまいります。

また、10月26日には、「京丹波・食の祭典2014」を丹波自然運動公園と須知高等
学校を主会場として開催しました。昨年を上回る1万2,400人に来場いただきました。
年々来場者も増え、会場には創意工夫を凝らしたグルメが所狭しと並び、京丹波の豊かな食
を堪能いただけたと喜んでおります。

翌週の11月3日には、京都丹波ロードレースが、3,400人余りのランナーを丹波自
然運動公園に迎えて開催されました。肌寒い一日となりましたが、紅葉の進む丹波路をラン
ナーたちは地元の皆さんの声援を受け、気持ちよく走っていただきました。

これらのイベントは、町民の皆さんの参加によって盛り上がっていくものであり、これか
らもぜひとも各種イベントに足を運んでいただきたく思っております。

次に、平成27年度の本町の予算編成方針をこのほど策定いたしました。本町の財政状況
は、これまで積極的に取り組んでまいりました財政健全化に向けた諸施策の効果があらわれ
てきたところであり、その指標となる経常収支比率や実質公債費比率、将来負担比率など大
幅な改善が図られたところでもあります。

しかしながら、平成25年度は災害復旧事業などに一般財源を充当したことにより、平成
18年度以来となる財政調整基金を取り崩す結果となったところがございます。また、経常
経費の削減効果は上がっているものの、普通交付税の増加によるところが大きく、来年度は
合併特例期間の最終年度となることから、さらなる財政健全化策を講じる必要があります。
限られた財源のもとで、住民サービスの維持向上を図るため、事業の選択と集中により効果
的な行政運営に向けて、引き続き財政健全化対策を推進してまいります。

一方、「安心・活力・愛」のあるまちづくり施策の推進であります。職員の創意工夫に
より最大の効果が得られるよう施策、事業のさらなる発展を図ることとし、「安心」のある
まちづくりでは、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう医療体制・医療サー
ビスの推進と、医療・介護・予防・生活支援の一体的な地域包括ケアシステムの充実と推進
を図るほか、消防団や関係機関と連携し、地域防災対策や消防防災活動の強化を実施すると
ともに、地域住民が主体的に災害に対応できるよう自主防災組織の育成、さらには利用しや
すい町営バスの運行など、住民生活の不安解消に向けた対策を推進してまいります。

次に、「活力」のあるまちづくりでは、基幹産業である農林業を持続発展させるため、重
点課題である有害鳥獣対策に積極的に取り組むほか、新規就農をはじめとする担い手対策の

充実や特産物振興、農地保全や森林保全対策等の環境基盤の整備、さらには、耕畜連携事業や林業大学校とも連携をし、間伐材を利用した資源循環型農林業施策の推進につきましても、充実を図ってまいります。

また、道の駅「京丹波 味夢の里」を拠点に、京丹波の魅力を広く情報発信し、交流人口の増加による地域活性化への取り組みと企業誘致の積極的な取り組みを進め、雇用の場を確保するとともに定住促進対策を推進してまいります。

また、「愛」のあるまちづくりでは、この町で安心して子どもを産み、育てられる環境づくりや、家庭・地域・行政が連携して子どもを育てていく体制づくりを促進するとともに、多様な保育サービスなど子育て支援機能の充実を推進してまいります。

学校教育では、豊かな自然環境などを活かした体験や学習活動を充実させるなど、のびのびと育つ児童生徒の育成に努めてまいります。

このほか、生きがいを目的とした文化活動や生涯スポーツ活動を通じた交流と親睦を図り、多様な学習活動を推進してまいります。

なお、予算編成は限られた貴重な財源（税）をいかに効率よく、効果的な事業に配分していくか、その選択を行う作業にほかなりません。そして、その選択は、現在の住民のみならず、未来の住民に対しても責任を持つものでなければなりません。10年先、20年先を見据えた、中・長期的な視野のもとに、選択と集中の視点から常に事務事業の点検、評価を行い、財政健全化対策の継続と各種施策に創意工夫を加えながら、常に町民目線に立ち、「やさしさとぬくもりのあるまちづくり」を柱とした行財政運営の取り組みを積極的に推進する決意でありますので、一層のご支援とご協力をお願いするものであります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（野口久之君） 以上で、行政報告を終わります。

《日程第5、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて 平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）と日程第6、同意第1号 教育委員会委員の任命について》

○議長（野口久之君） 日程第5、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）と日程第6、同意第1号 教育委員会委員の任命についてを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、本日提案させていただきます2議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

承認第4号、専決処分の承認を求めることにつきましては、平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る事務経費について補正を行ったものであります。

次に、同意第1号、教育委員会委員の任命についてであります。現在教育委員長職務代理者としてご活躍いただいております奥田健次氏の任期が今年11日に満了となります。奥田委員には、平成22年12月から1期4年の間、教育委員会委員として誠心誠意ご尽力いただいております。ここに改めて敬意と感謝を申し上げます。ここに改めて敬意と感謝を申し上げます。

つきましては、新たに選任する教育委員として、京丹波町下山岩ノ上81番地にお住いの竹吉美公氏を任命することについて、同意をお願いしております。竹吉氏は、須知幼稚園及び下山小学校PTA役員を歴任され、平成24年12月からは京丹波町教育振興基本計画策定委員を本年3月までお世話になったところです。地域の実情に精通され、人望も厚く、教育委員としての職務を遂行していただけるものと存じております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ、慎重にご審議いただきまして、原案に賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） それでは、承認第4号、平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を申し上げます。

補正予算（第3号）につきましては、ただいまの町長の提案理由の説明にございましたとおり、今年14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る事務経費につきまして補正を行ったものでございます。衆議院が解散されました11月21日に専決処分をさせていただいたものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

最初にめくっていただきまして、事項別明細書の4ページをごらんください。

まず、報酬としまして178万7,000円で、これは投票管理者、投票立会人等の報酬でございます。

次に、職員時間外手当では、827万円を計上しております。選挙の準備、それから昨日から投票日の前日までの13日まで、期日前投票がございしますが、その場に係ります事務、さらには当日の投開票事務がございします。投票日当日の事務につきましては141人、開票事務につきましては66人の職員を予定しているところでございます。

次に、報償費につきましては、ポスター掲示場の謝礼、また需用費の消耗品につきましてはポスター掲示場の看板代や事務用品、食糧費につきましては、投票所の弁当代や茶菓子代でございます。また、印刷製本費につきましては、入場券や氏名掲示、啓発チラシ代などがございます。役務費につきましては、入場券等の郵送代等でございます。手数料は開票時の計数機の点検代や新聞折り込みの手数料でございます。また、委託料につきましては主にポスター掲示場の設置、撤去に係ります委託料でございます。使用料及び賃借料につきましては、主に個人演説会場の使用料と投票所の借上料を計上したものでございます。

なお、歳入につきましては、事項別明細書3ページでございますが、選挙費委託金としまして1,440万円、それから、財政調整基金の繰入金としまして10万円で調整をさせていただきます。

以上、承認第4号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、同意第1号 教育委員会委員の任命につきまして、補足説明を申し上げます。

教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項に基づきまして、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公団体の長が議会の同意を得て任命するということになっております。

なお、任期につきましては4年で、定数は条例で6人となっております。

それでは、議案を朗読させていただきます、説明にかえさせていただきます。

同意第1号 教育委員会委員の任命について

下記の者を京丹波町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町下山岩ノ上81番地

氏名 竹吉美公 昭和44年7月9日生 45歳で女性の方でございます。

平成26年12月4日提出

京丹波町長 寺尾豊爾

なお、竹吉氏のご経歴につきましては、裏面のとおりでございますので、ご確認をいただきたいと存じます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、平成26年度京丹波町一

般会計補正予算（第3号）の質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、承認第4号を採決します。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

次に、同意第1号 教育委員会委員の任命についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、同意第1号を採決します。

この表決は、起立により行います。

同意第1号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

《日程第7、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について～

日程第26、議案第83号 平成26年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）》

○議長（野口久之君） お諮りいたします。

ただいまから上程になります日程第7、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日程第26、議案第83号 平成26年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）までの議案については、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

これより、日程第7、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日程第26、議案第83号 平成26年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、引き続き提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、大西晴乗委員の任期が12月25日をもって満了となり、今回の任期満了をもって退任したいとのご意向であります。

大西委員には、平成23年12月から1期3年の間、固定資産評価審査委員会委員としてご尽力いただいております。ここに改めて敬意と感謝を申し上げる次第であります。

つきましては、新たに選任する委員として京丹波町質志観音20番地2にお住いの岡花芳樹氏を選任することについて、ご同意をお願いしております。

岡花氏は、昭和44年から長らく金融機関にお勤めになっておられました。平成21年9月から4年間は船井郡瑞穂町土地改良区総括監事として活躍され、地元地域の実情にも精通され、人望も厚く、金融機関等の勤務実績から資産評価や管理についても熟知されておられることから、職務を遂行していただけるものと存じております。

ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次に、諮問第3号から諮問第5号につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。平成27年3月末をもって任期満了となります西田光子委員、友金一郎委員、山崎要志委員をそれぞれ再推薦したいので、議会のご意見をお聞きするものであります。

御三方とも、人権啓発や人権相談など積極的に活動いただいているところであり、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第68号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例では、人事院勧告に準じ、給料表、通勤手当の額及び期末手当の支給月数を改正するもので、民間企業との較差を埋めるために、月例給、期末勤勉手当等を引き上げるもの。

議案第69号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例では、人事院勧告による一般職の給与改定に準じ、特別職の期末手当の支給月数を改正するもの。

議案第70号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例では、同じく教育長の期末手当の支給月数を改正するもの。

議案第71号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例では、同じく議会議員の期末手当の支給月数を改正するもの。

議案第72号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例では、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額について所要の改正を行うもの。

議案第73号 京丹波町戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例では、京丹波町浄化槽市町村整備推進事業の廃止に伴い、所要の改正を行うもの。

議案第74号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例では、児童扶養手当法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第75号 土地の取得につきましては、商業集積施設である丹波マーケスを運営する丹波地域開発株式会社の経営安定化支援を行う目的で、9月議会においてお認めいただきました予算額により、同社が保有する土地を購入するものであります。

次に、議案第76号 平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）では、補正前の額127億2,242万円に、今回1億5,060万円を追加し、補正後の額を128億7,302万円とすることをお願いしております。

今回の補正予算につきましては、事業の確定、進捗状況等により事業費を見込むとともに、新たな財政需要を勘案しつつ編成したものであります。

主な補正内容につきましては、総務費では森林（もり）の文化創造事業における京丹波ぬく森イソプレゼント事業として、まちの宝である赤ちゃんに対し、町の資源である木材を活用した木工製品、イスですが、を贈ることで、町の地域資源に対する理解や活用の推進を図り、樹木と子どもたちの健やかな成長を重ね合わせた取り組みとして実施するもので、イスの製作費として105万円、平成27年4月執行予定の京都府議会議員選挙執行経費に467万5,000円を計上しております。

民生費では、医療費の大幅な伸びに対応するため、老人福祉費の老人医療事業に684万

6, 000円、児童福祉費のすこやか子育て医療費助成事業に893万4, 000円を追加したほか、衛生費では、新エネルギー導入促進事業において京都府地球温暖化対策等推進基金を活用し、災害時の二次避難所でもあるひかり小学校に、ソーラーシステムを設置し、非常時の電力を確保することを目的とし、事業に取り組むもので、その調査測量設計費として224万7, 000円を計上しております。

農地費では、台風11号、8月豪雨により被災した土地改良施設の災害復旧事業補助金として、農地保全事業に4, 150万円、老朽化ため池の改修に係る調査費として土地改良施設維持管理事業に6, 425万円を追加し、土木費では道路新設改良事業において各路線間の事業費調整や事業実施年度の変更などで1億2, 200万円の減額、消防費では京都中部広域消防組合負担金として、交付税確定によりその算定基礎となった基準財政需要額に基づく増額分として1, 503万円を計上したところであります。

また、人事院勧告に伴い、必要となる人件費につきましても、各費目ごとに計上しております。歳入におきましては、これらの財源として国・府等の特定財源を見込むとともに、不足します額につきましては財政調整基金から1億1, 615万円を繰り入れております。

議案第77号 平成26年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）では、補正前の額20億286万4, 000円に3, 421万6, 000円を追加し、補正後の額を20億3, 708万円とすることをお願いしております。一般療養給付費の増加等に伴う補正を行うものであります。

議案第78号 平成26年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）では、補正前の額2億2, 812万2, 000円に57万5, 000円を追加し、補正後の額を2億2, 869万7, 000円とすることをお願いしております。後期高齢者医療広域連合保険基盤安定負担金の増加に伴う補正を行うものであります。

議案第79号 平成26年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）では、事業勘定において補正前の額20億4, 949万8, 000円に9, 815万1, 000円を追加し、補正後の額を21億4, 764万9, 000円とすることをお願いしております。居宅介護サービス給付事業の増加等に伴う補正を行うものであります。また、老人保健施設サービス勘定におきましては、補正前の額1億6, 829万6, 000円に159万4, 000円を追加し、補正後の額を1億6, 989万円とすることをお願いしております。人件費の増額等に伴う補正を行うものであります。

議案第80号 平成26年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）では、補正前の額14億9, 870万円から7, 890万円を減額し、補正後の額を14億1, 980万

円とすることをお願いしております。和知地区の統合簡易水道整備工事、低区配水池築造の事業年度変更による減額等に伴う補正を行うものであります。

議案第81号 平成26年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額9億6,390万円から1,079万1,000円を減額し、補正後の額を9億5,310万9,000円とすることをお願いしております。農業集落排水施設の管路・処理施設機能診断業務対象区域の縮小に伴う減額等による補正を行うものであります。

議案第82号 平成26年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額1億2,056万円から819万5,000円を減額し、補正後の額を1億1,236万5,000円とすることをお願いしております。バス車両購入額の確定に伴う減額等による補正を行うものであります。

議案第83号 平成26年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）では、収益的支出において人件費及び検体検査委託料の増加等に伴う補正を行うものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重にご審議賜りまして、原案に賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） それでは、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の設置につきましては、地方税法第423条第1項並びに税条例第77条の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に固定資産評価審査委員会を設置することとなっており、地方税法第423条第3項により、当該委員を選任することについて議会の同意をお願いするものであります。

委員の任期は3年、現在旧町単位に各1名ずつ計3名の委員にお世話になっております。今回、本年12月25日をもって任期満了となります瑞穂地域の大西晴乗委員より退任の申し出がありましたことから、新たな委員を選任することについて同意をお願いするものでございます。

それでは、同意第2号を朗読して、説明にかえさせていただきます。

同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を京丹波町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町質志観音20番地2

氏名 岡花芳樹 昭和25年11月17日生

平成26年12月4日提出

京丹波町長 寺尾豊爾

提案理由 固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を選任する必要があるため。

なお、職歴等につきましては、裏面のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） それでは、諮問第3号から諮問第5号までの人権擁護委員候補者の推薦につきまして、補足説明をさせていただきます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法に基づきまして市町村長はその候補者について議会の意見を聞いて推薦を行い、法務大臣が委嘱することとなっており、その任期は3年となっております。

現在、京丹波町では11名の人権擁護委員さんにご活躍いただいております。そのうち、西田光子氏、友金一郎氏、山崎要志氏が平成27年3月31日をもって任期満了となられますが、これまでの活動実績や地域における住民の信頼も厚いことなどから、引き続き人権擁護委員候補者として再推薦いたしたく、議会のご意見を求めるものでございます。

まず、諮問第3号、西田光子氏でございます。西田光子氏は、京丹波町下大久保にお住まいで、昭和23年1月2日生まれの66歳で、現在3期目の人権擁護委員としてご活躍いただいております。また、平成21年度から園部人権擁護委員協議会の事務委員としてお世話になっておりますほか、京丹波町においては平成20年度から平成25年度まで京丹波町子どもを守る地域ネットワーク協議会の委員としてもご尽力いただいたところでございます。

次に、諮問第4号、友金一郎氏でございます。友金一郎氏は京丹波町大朴にお住まいで、昭和25年1月27日生まれの64歳で、現在2期目の人権擁護委員としてご活躍いただいております。京都府人権擁護委員連合同和問題専門委員や園部人権擁護委員協議会の常務委員としてご活躍いただいております。また、平成13年から平成18年まで消防団長、平成16年から平成20年まで桧山財産区管理委員としてもご活躍いただきました。

次に、諮問第5号、山崎要志氏でございます。山崎要志氏は京丹波町中台にお住まいで、昭和24年2月25日生まれの65歳で、現在1期目の人権擁護委員としてご活躍いただい

ております。旧丹波町においては議会議員、社会教育委員としてご活躍いただいたところ
でございます。現在は、社会福祉施設の施設長として京丹波町の社会福祉にもご貢献いただ
いでいるところでございます。

それでは、諮問第3号から諮問第5号までをそれぞれ読み上げまして、補足説明とさせて
いただきます。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法
律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町下大久保ダン20番地

氏名 西田光子 昭和23年1月2日生

平成26年12月4日提出

京丹波町長 寺尾豊爾

提案理由 人権擁護委員の任期満了に伴い、人権擁護委員候補者を推薦する必要があるた
め。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法
律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町大朴東道ノ下4番地

氏名 友金一郎 昭和25年1月27日生

平成26年12月4日提出

京丹波町長 寺尾豊爾

提案理由 人権擁護委員の任期満了に伴い、人権擁護委員候補者を推薦する必要があるた
め。

諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法
律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町中台谷9番地

氏名 山崎要志 昭和24年2月25日生

平成26年12月4日提出

京丹波町長 寺尾豊爾

提案理由 人権擁護委員の任期満了に伴い、人権擁護委員候補者を推薦する必要があるため。

なお、参考といたしましてそれぞれの裏面に主な職歴等を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたひます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） それでは、議案第68号から議案第71号につきまして、補足説明を申し上げます。

提案理由としましては、町長からの提案理由説明のとおり、本年8月の人事院勧告に準じまして、所要の改正を行うものでございます。

最初に、今回の人事院勧告の概要につきまして説明をさせていただきます。本日お配りをしております右肩に参考資料と書いた給与勧告の骨子をごらんいただきたいと存じます。これによりまして説明をさせていただきます。

はじめに、一番上の本年の給与勧告のポイントでございますが、1点目は月例給、ボーナスともに7年ぶりの引上げとなっております。民間給与との較差（0.27%）を埋めるために、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら俸給表、本町で言ひます給料表でございますが、この水準を引上げるもの。あわせて、ボーナスを0.15月分引上げ、勤務実績に応じた給与の推進のため、勤勉手当に配分をすることとされております。

その内容でございますが、中ほどのⅡの1の民間給与との較差のところを見ていただきますと、記載されておりますように民間給与が1,090円、0.27%ですが上回っており、またその下のボーナスでは民間が4.12月、公務員が3.95月ということで、これも民間が上回っているという状況でございます。

ただし、あくまで人事院が実施をしております職種別の民間給与実態調査との較差での数値となっております。

したがひまして、この較差を是正するための勧告が今回行われたものでありまして、具体的には資料下段の2、給与改定の内容と考え方に記載をされているところでありまして、月例給では、行政職俸給表について平均0.3%の引上げ、また初任給では民間との間に差があることを踏まえ、1級の初任給を2,000円引上げられております。

その他の俸給表では、行政職（一）との均衡を基本に改訂されるものでございます。

そのほか、通勤手当につきましても民間との支給状況等を踏まえ、使用距離の区分に応じ

まして、100円から最大7,100円までの幅で引上げられております。

次に、めくっていただきまして2ページのボーナスのところをごらんいただきたいと存じます。

民間の支給割合に見合うよう3.95月分から4.10月分に0.15月分の引上げが行われるものであります。引上げは、勤務実績に応じた給与を推進するという観点から引上げ分を勤勉手当に配分することとされています。

これらの実施時期は、月例給の俸給表及び通勤手当は平成26年4月1日に遡及して実施、またボーナスは既に6月分が支給されておりますので、12月分で0.15月分増やし、次年度からはこのボーナスの表に記載のとおりとなります。

次に、もう一度骨子の1ページ目に戻っていただきたいと存じます。

もう一つの給与勧告ですが、給与制度の総合的見直しが表示されております。1点目は、地域の民間給与水準を踏まえて俸給表の水準を平均2%引下げるというものでございます。2点目には、地域手当の見直しを行うもの。また、3点目には、職務や勤務実績に応じた給与配分が行われるものでございます。

2点目と3点目の諸手当につきましては、その多くが本町では該当していないという状況にもございます。

これら給与制度の総合的見直しの実施時期は、平成27年4月から3年間で実施するとされております。

この総合的見直しの1点目の内容につきまして、もう少し説明をさせていただきます。また、1枚めくっていただきまして、2ページ目のⅢのところ、給与制度の総合的見直しをごらんいただきたいと存じます。

この見直しには、民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するための見直しを行うこととされております。Ⅲの1に記載してありますように、民間賃金水準の低い12県を一つのグループとした場合の官民較差と全国の較差との率の差2.18ポイントを踏まえ、俸給表水準を2%引下げ、1級、2級は引下げず、3級以上の級の高位号俸の引下げ、また、40歳や50歳前半層の勤務実績に応じた昇給機会の確保の観点から、5級・6級に号俸を増設するというもので、これには人事評価制度の実施が義務化されたこととリンクする内容となっております。

本町におきましては、今回の条例改正にはこの総合的見直しの内容については反映をしておりません。ラスパイレス指数や国家公務員において支給されているさまざまな諸手当を含めた給与総額での較差など、十分検討する必要があると考えております。また、京都府をは

じめ、府内の各市町におきましても慎重に対応する姿勢が見られることから、その動向を注視しているものでございます。

それでは、次に個々の提出議案につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案第68号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、内容としましては先ほど説明しましたように、人事院勧告に準じ、給料表、通勤手当の額及び勤勉手当の支給月数を改正するものでございます。

議案中ほどにあります新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

まず、第1条関係ということで、この改正内容につきましては、本条例第10条の通勤手当について見直しが行われるものでございまして、こちらに記載のとおり100円から最高で7,100円の引上げになるものでございます。

次に、めくっていただきまして、別表2から別表5までの給料表でございますが、それぞれ改正をするものでございまして、引き上げ幅は平均で0.3%となっております。

新旧対照表では、太線の範囲におきまして改正される金額が太線の範囲内ということで表示をさせていただいております。

次に、第15条の7第2項で、勤勉手当の改正を行っております。一般職、管理職それぞれ率は異なっておりますが、期末勤勉手当合計で3.95月分から4.10月分に引上げられるものでございます。今年度は、12月分の勤勉手当を0.15月分引上げまして、最終ページの第2条関係で、平成27年度からはこの0.15月分を2回、6月と12月にそれぞれ分けて支給をするということになりますので、6月で0.075月分引上げまして、12月で0.075月分引下げ、年間で0.15月分の引上げとするものでございます。

次に、議案第69号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例では、人事院勧告によります一般職の給与改定に準じまして、期末手当の支給月数を改正するものでありまして、期末手当につきまして第1条関係において12月に支給する期末手当を0.15月分引上げるものでございます。

同じく、第2条関係におきまして、平成27年度からは6月で0.075月分引上げ、12月で0.075月分引下げるといった内容となっております。

次に、議案第70号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これにつきましても同じく人事院勧告によります一般職の給与改定に準じまして、期末手当の支給月数を改正するものでありまして、特別職と同様に今回改正を行うものでございます。

次に、議案第71号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を

改正する条例でございます。

ここでは、同じく人事院勧告によりまして一般職の給与改定に準じ、期末手当の支給月数を改正するものでございます。先ほど来申し上げております特別職と同様に今回改正を行うものでございます。

以上、議案第68号から議案第71号の補足説明とさせていただきます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） それでは、議案第72号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の条例改正でございますが、出産一時金に加算される額については病院、診療所、助産所等の分娩機関が任意に加入する産科医療補償制度における掛金の額にあわせて、3万円とされてきたところでございますが、今回5年ごとに見直される産科医療補償制度における掛金の額を1万6,000円に見直すこと、及び出産育児一時金の総額はこれまで同様42万円で支給することが決定されたことを受けまして、健康保険法施行令が改正されることに伴い、出産育児一時金の支給額等について所要の改正を行うものでございます。

具体的には、新旧対照表によりご説明させていただきますので、2枚目の横長の表をごらんください。

左が新、右が旧でございますが、京丹波町国民健康保険条例第5条といたしまして、現行の出産一時金の支給額を39万円から40万4,000円に、あわせて加算金については3万円を1万6,000円にそれぞれ改めるものでございます。なお、総額については、42万円に変更はございません。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（野口久之君） 山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君） それでは続きまして、議案第73号 京丹波町戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

提案理由につきましては、浄化槽市町村整備推進事業の廃止に伴い、所要の改正を行うものでございます。

浄化槽市町村整備推進事業は、特定の地域を単位として整備する事業ですが、本町では集合処理区域以外の全てをこの地域とし、また個人設置の浄化槽も混在する形で事業推進を図ってまいりました。しかし、以前は集落単位で多数の浄化槽を町が設置した時期もありましたが、平成24年度以降は年に1基程度であり、設置希望もないような状況となっております。

一方、個人設置の浄化槽は毎年度20基程度の希望があり、地域を問わず広く補助金制度が活用されております。

このような状況から、浄化槽市町村整備推進事業は今年度をもって廃止することとし、今回の条例改正により設置に関する事項の削除と、管理に関する事項の整理をするものでございます。

なお、町設置事業は廃止いたしますが、過去に町が設置いたしました浄化槽、また寄附を受けました浄化槽、及び個人で設置された既設浄化槽についても、町への帰属という形で今までと変わらずお受けし、町が維持管理をしております。

それでは、条例の改正部分につきまして、新旧対照表により説明をさせていただきます。

まず、題名であります。今後は町が設置事業を行わないことから、設置及びを削りまして、京丹波町戸別浄化槽の管理に関する条例と改正をいたします。

第1条の目的につきましても、設置に関する事項を削り、適正な維持に関して定めるものとし、京丹波町生活排水処理基本計画の趣旨でもある生活環境の向上と公共用水域の水質保全を加え、町が管理することの意義を明確にいたしました。

第2条は、設置に関する事項の削除及び文言の整理をしております。

第3条、第4条ですが、旧条例では設置工事の対象となる建物、設備について規定をしておりましたが、管理対象及び管理区分についての内容に改正をしております。なお、町が管理いたします設備は現状と変更はございません。

第5条、第6条、第7条、第8条は設置に関する事項ですので、削除をしております。

第9条以降につきましては、料金及び管理に関する事項ですので、文言等の整理はいたしますが内容につきましては変更はございません。

第20条につきましては、現在個人で設置されました既設浄化槽は、個人浄化槽の町への寄附として町が譲り受け、管理しておりますが、町が管理し、また使用料を徴収するという観点から、第18条のとおり個人設置浄化槽の町への帰属という表現に変更をしております。

制度内容につきましては、現状と変更はなく、今後も帰属決定した浄化槽につきましては、町が維持管理をしております。

最後に、条例の施行日ですが、平成27年4月1日としております。

以上、まことに簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） それでは、続きまして、議案第74号 京丹波町消防団員等公務

災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

提案理由としましては、町長からの提案理由説明のとおり、児童扶養手当法の一部改正に伴いまして、同様の改正を行うものであります。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

これまでにつきましては、同法の第4条第2項第2号、あるいは第5号、もしくは第10号、もしくは第3項第2号等の規定に基づきまして、児童扶養手当の支給要件にそれぞれあるわけですが、その支給要件におきまして、補償年金等を受給をされていた方につきましては、児童扶養手当を受給できないということになっておりましたが、今回の児童手当法の一部改正によりまして、新たに条項が新設をされまして、平成26年12月以降から受給する年金額が児童扶養手当額より低い場合につきましては、その差額の児童扶養手当が支給をされるというふうな改正となっております。

なお、現在のところ本町におきましては、該当する事案等はありません。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（野口久之君） これより、暫時休憩いたします。10時半まで。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） それでは、議案第75号 土地の取得について説明を申し上げます。

今回の土地の取得につきましては、商業集積施設丹波マーケスの支援策として、9月議会において一般計上いたしました土地取得事業を執行するもので、丹波地域株式会社と土地売買契約を締結するものでございます。

この土地取得の目的は、商業集積施設丹波マーケスの経営安定化支援について、京都府の制度融資、いわゆる高度化資金でございますが、この資金の残高6億700万円、同社所有の土地4筆、1万4,292平米の地価買戻しを行い、支援するものでございます。京都府の高度化資金については、無利子20年返済、5年据置で、償還期限が平成28年となっており、同社は丹波マーケス建設当時に12億3,800万円を借り入れ、これまでに返済の条件変更等をいたしながら6億3,100万円の返済をされているところであります。

しかしながら、近年の同社の資金計画が一層苦しくなる中、毎年新たに金融機関から借入れを行うなど、返済財源の確保ができない状況にあり、償還期限、平成28年までに残る6

億700万円を完済させることが現実的に難しい状況にありますことから、第三セクターでありますこの施設を行政としてこの公共性の高い商業施設を存続させ、町民の皆様の日常生活や地域経済等を守るための支援を講じ、課題となっております高度化資金の繰上償還を行うのが妥当という判断から、丹波マーケスへの支援を決定したところでございます。

今回の提案しております土地取得議案につきましては、丹波地域開発が所有しています土地4筆でございます。添付資料の航空写真等見ていただきたいと思いますが、黄色で囲んでいる部分でございます。

まず、中央に位置しております須知色紙田3番地の5及び18番地の2筆につきましては、現在店舗敷地また駐車場となっているところでございます。また、左下のところでございますが、須知色紙田1の5番地及び2の4番地の2筆につきましては、うるおい館が現在建っておる部分でございます。地域活性化拠点施設として活用するものでございます。

今回の上程に先立ちまして、去る11月25日付で、丹波地域開発株式会社と土地売買に係る仮契約を締結いたしまして、議会での議決をもって本契約として成立をするものでございます。

なお、去る11月25日には、丹波地域開発株式会社の臨時株主総会が開催され、現取締役及び現監査役の全員辞任に伴い、新たに取締役4名、監査役2名の提案議案が可決をされ、経営体制が刷新されたものでございます。先般の9月議会での質疑の中でも、経営陣の刷新、あるいは町からの役員就任等についてご指摘をいただいたものであります。同社の経営陣刷新に伴い、町からも役員選任を行い、取締役で畠中副町長と藤田参事の2名が取締役に就任となりました。あとの2名を取締役につきましては、商工団体からの推薦で京丹波町商工会長の野間之暢氏、また学識経験者として、これまで大手企業で執行役員を務めておられました経験ある須知地区の久保田一郎氏がそれぞれ就任をいただいたところであり、また2名の監査役につきましては、お一人は町の監査委員でお世話になっております税理士の小畑圭一氏、もう一人の方は京都銀行公務部長の岡田寛子氏が就任をされたところであります。

また、11月25日の臨時株主総会の同日に、取締役会を開催され、代表取締役に畠中副町長が選任され、翌11月26日には法人登記が完了しておりますことを申し添えさせていただきます。

それでは、議案書を朗読をし、補足説明とさせていただきます。

議案第75号 土地の取得について

商業集積施設経営安定化支援を目的として、下記の土地を取得することについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号並びに京丹波町議会の議決に付すべき

契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例（平成17年条例第47号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年12月4日提出

京丹波町長 寺尾豊爾

1、土地の表示

所在地 京丹波町須知色紙田1番地5

地目 宅地

地積 110平米

所在地 京丹波町須知色紙田2番地4

地目 宅地

地積 69.45平米

所在地 京丹波町須知色紙田3番地5

地目 宅地

地積 1万2,965.55平米

所在地 京丹波町須知色紙田18番地

地目 雑種地

地積 1,147平米

合計4筆 1万4,292平米

2、取得価格

2億8,171万円

3、契約の相手方

京都府船井郡京丹波町須知色紙田3番地5

丹波地域開発株式会社代表取締役 畠中源一

ご審議賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） それでは続きまして、議案第76号 平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算に1億5,060万円を追加し、補正後の額を12億8,302万円とすることをお願いするものでございます。

概要といたしましては、町長の提案理由の説明にございましたとおり、事業費の確定したもの、あるいは進捗状況等によりまして今後の事業費を見込むとともに、災害対応や行政運

営に必要となる施策等を中心とした編成とさせていただきます。

それでは、ページをめくっていただきまして、第1表につきましては、後ほど事項別明細書によりまして説明をさせていただきます。

6ページの第2表、地方債の補正でございます。

内容は後ほど事項別明細書10ページの町債のところでご確認をいただきたいと思いますが、まず合併特例債につきましては、600万円の減額を今回させてもらっております。これにつきましては、道路改良事業に充当を見込んでいたところでございますが、今回事業費調整等によりまして総額で2,210万円の減となったこと。それから、B&G海洋センターの修繕に充当する予定の助成金が見込めなくなったことによりまして、本地方債に振りかえたものでございまして、660万円を追加をし、加えて新たにため池改修費用に950万円を計上するものでございます。

次に、過疎対策事業債につきましては、全体で5,920万円を減額させていただくものでございます。これにつきましては、合併特例債でも申し上げましたように道路修繕改良におきまして、事業費調整等によりまして充当予定でありました事業費や6,520万円減額したことに伴いまして、新たに変更をするものと、グリーンランドみずほホッケー場整備に助成金を見込んでいたものが減額で交付決定をされたということから、不足します部分についてこの地方債を財源として600万円を増額をして、差し引き5,920万円を減額させていただくものでございます。

7ページの災害復旧事業債におきましては、災害復旧事業で、本年8月に発生をいたしました台風11号並びにその後に発生しております前線豪雨等によります補助災害に充当する目的で990万円を今回追加をさせていただくものでございます。

合計では5,530万円の減額となりまして、補正後の発行額の総額は15億3,850万円とさせていただきます。うち、交付税の算入でございますが、約78%の12億350万円余りが交付税算入をいただける地方債となっているところでございます。

次に、補正予算の重立った項目につきまして、説明をさせていただきます。

事項別明細書の11ページをお願いいたします。

まず、歳出からでございますが、人件費関係につきましては各費目ごとに計上をしておりますが、先ほど説明をいたしました議案第68号から議案第71号によりまして、人事院勧告に基づく給与費等の増額補正を行っております。今回の給与改定に伴います増額分、それから各費目を通じまして、改めて見直し等を行った額を含めまして、総額で2,119万6,000円となっております。

次に、14ページでございます。

14目の地域資源活用推進費森林（もり）の文化創造事業では、京丹波ぬく森イスプレゼント事業としまして、町の宝であります赤ちゃんに対しまして町の資源である木材を活用した木工製品のイスを贈ることで、町の地域資源に対する理解や活用の推進、それから幼少の頃から木のぬくもりのある暮らしを促進しようとするものでございまして、イスの製作費として105万円を計上しております。

次に、飛びまして18ページ、3款の民生費、3目の障害者福祉費では、障害者福祉サービスの利用件数の増加に伴います給付費など扶助費全体で2,405万9,000円、加えて4目、老人福祉費の老人医療事業では、医療費の大幅な伸びによります医療給付費で656万9,000円、19ページからの1目、児童福祉総務費のすこやか子育て医療費助成事業では、20ページにわたりますが、医療給付費としまして809万2,000円など、医療費の扶助の増加が全体的に目立ってきているという状況になっております。

同じく、20ページ、負担金補助及び交付金でございます。ここでは、子育て世帯臨時特例給付金としまして125万円を計上いたしております。

公務員に係ります対象者数としまして、当初厚労省の算定式よりまして見込んでおったところでございますが、申請の人数が既にその見込みを上回ったため、今回補正を行うものでございます。

次に、22ページでございます。

22ページ、4款の衛生費、4目の環境衛生費の新エネルギー導入促進事業では、京都府におきまして環境省から再生可能エネルギー等導入推進基金、グリーンニューディール基金と呼ばれておりますが、この選定を受けられまして平成25年から平成27年度におきまして、総額で18億円の京都府地球温暖化対策等推進基金に造成をされておきまして、防災拠点への再生可能エネルギー等の導入を進められているものでありまして、本町でもこの事業を活用しまして、災害時の二次避難所でもありますひかり小学校にソーラーシステムを設置し、非常時の電力を確保することを目的として事業に取り組もうとするものでございまして、本年度におきましては、その調査測量設計費として224万7,000円を計上いたしております。

次に、23ページ、6款、農林水産業費の3目、農業振興費では、「命の里」事業におきまして生活環境基盤整備事業として、「命の里」事業に取り組んでおられます質美地域振興会が行います旧質美小学校のバリアフリー化事業に補助金として126万円、また有害鳥獣対策事業では、台風11号によりまして被災をしました有害鳥獣被害防止施設の復旧に対し

ます補助金として200万円を計上しております。

次に、24ページに入りまして、5目、農地費、農地保全事業におきましては、これも台風11号、あるいは8月の連続する豪雨等により被災をしました用水路の土砂堆積除去や小ため池の用水路復旧など土地改良施設の災害復旧事業補助金などに4,150万円、土地改良施設維持管理事業では老朽化したため池の改修に係ります調査費やため池周辺に生息する生物などの環境調査費として、総額で6,425万円。

26ページに入りまして、7款、商工費、2目、商工振興費の企業誘致対策事業におきましては、町企業立地促進条例に基づきまして、町内企業が施設の新設、あるいは増設を行い、町内に住所を有する新規の雇用者を一定数以上雇用した場合に、企業立地奨励金としまして固定資産税相当額を交付する制度でありまして、今回瑞穂農林株式会社が指定第1号企業となるものでございます。この奨励金としまして、476万8,000円を計上いたしております。

次に、27ページの8款、土木費、2目、道路維持費、交通安全施設設置事業では、地域内の通過交通量の抑制と速度抑制対策としてゾーン30エリアを設置し、その対策を講じるものでございまして、具体的には通り抜け道路のエリアを設定し、その進入口に標識と路面に速度等の表示、あるいはその路線内に路側帯を表示して、スピードの抑制を促すものでございまして、本年度は桧山地区の国道9号線、それから173号線の通り抜け道としてよく利用されています大朴橋爪線等をゾーン30エリアとしまして、本年度におきましては路側帯の表示を行うものでございまして、その事業費として200万円を計上いたしております。

次に、3目、道路新設改良費の道路新設改良事業では、各路線の事業進捗状況等に基づきまして、事業費の調整を行ったものでございまして、総額で1億2,200万円減額するものでございます。社会資本整備総合交付金事業の内示額ベースによります事業間調整や、京都府との調整におきまして、次年度施工となりました藤ヶ瀬大郷線道路橋梁改良負担金などでございます。

次に、29ページ、9款、消防費、1目、常備消防費、京都中部広域消防組合負担金では、前年度実績によりまして当初予算に計上しておりました広域消防組合への負担金が、本年度の普通交付税の基準財政需要額におきまして、単位費用、いわゆる算定をします単価でございしますが、これが伸びたことによりまして需要額が増加をしたことから不足する額としまして1,503万円を追加するものでございます。

次に、32ページに入りまして、10款、教育費、6項、保健体育費、2目、体育施設費の体育施設維持管理事業では、府河川の高屋川改修に伴いまして、支障となります下山グラ

ウンドの施設の改修工事において必要となります事業費、1,128万5,000円を追加するものでございます。

最後に、11款、災害復旧費におきましては、台風11号並びに8月の豪雨等によりまして被災をした農地、農業施設、あるいは河川、道路等土木施設の災害復旧に要する事業費をそれぞれ計上をいたしております。

戻っていただきまして、3ページからの歳入でございますが、先ほど歳出事業におきまして説明をさせていただきました各事業におけます特定財源につきまして、調整し、見込んだものがほとんどでございますが、その中で6ページの15款、府支出金、1目の総務費、府補助金のみらい戦略一括交付金は、市町村がそれぞれの地域のニーズを踏まえて安心、安全なまちづくりなど、創意工夫を凝らしたプロジェクト事業をそれぞれ計画をするわけでして、そのプロジェクト事業に対しまして、京都府から交付される交付金でございます。今回、要望しております額のうちの一部内示のありました額、2,155万5,000円につきまして、予算計上をさせていただくものでございます。

充当する事業としましては、先ほども歳出で説明をしました木のぬくもり活用促進事業、あるいは有害鳥獣対策事業、新エネルギー導入事業など、少額ではありますが幅広く各種事業に充当をしているところでございます。

次に、7ページの3目、衛生費府補助金の避難施設等緊急時電力確保促進事業費補助金では、歳出で説明しましたひかり小学校でのソーラーシステム設置に係ります府の補助金でございます。10分の10の補助となっているものでございます。

次に、9ページ、16款、財産収入の土地売却収入でございますが、府の河川の高屋川の総合流域防災（統合）河川工事に伴います町道の敷地部分の土地買収費126万5,000円と、同じく同事業によります下山グラウンドの土地買収費65万8,000円の合計192万3,000円となっております。

同じく、20款、諸収入の5目、雑入の支障物件移設等補償費でございますが、先ほどの河川改修によりますグラウンドフェンス等支障となります施設の移設に係る補償費の追加分としまして259万6,000円、また瑞穂地区の水原地内の町有地の関電送電線下の支障木伐採に係ります立木補償費74万7,000円の合計334万3,000円を計上いたしているものでございます。

これらに加えまして、財源が不足します額につきまして、財政調整基金から繰り入れをしております。繰入額は1億1,615万円を計上いたしましたものでございます。

以上、議案第76号 平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）の補足説明とさ

せていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） それでは、議案第77号 平成26年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、補正前の予算の総額に歳入歳出それぞれ3,421万6,000円を追加し、補正後の額を20億3,708万円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明させていただきます。

事項別明細書3ページをごらんください。

上から順に、療養給付費等負担金につきましては、国保事業の健全な運営を図るため療養給付費等に要する費用の一部を国が負担することとされていることから、歳出の一般保険者に係る療養給付費、高額療養費の増額に伴いまして、3,267万2,000円を今回追加させていただくものでございます。

次に、国庫支出金の財政調整交付金のうち、普通調整交付金でございますが、先ほどの療養給付費等負担金同様、歳出の一般被保険者に係る療養給付費、高額療養費の増額が見込まれることに伴いまして、337万6,000円を増額させていただくものでございます。

次に、4款、療養給付費交付金では、歳出におけます退職被保険者に係る療養給付費、高額療養費の減額が見込まれることに伴い、6,225万7,000円減額補正をお願いするものでございます。

次に、6款、府支出金の財政調整交付金につきましても、療養給付費等負担金や国庫の普通調整交付金と同様に歳出の一般被保険者に係ります療養給付費、高額療養費の増額が見込まれることに伴いまして、853万5,000円を今回追加させていただくものでございます。

続きまして、3ページから4ページにかけての繰入金でございますが、一般会計繰入金については減額分及び支援分の負担見合い分を繰り入れる保険基盤安定繰入金418万6,000円、また人事院勧告に基づく人件費、嘱託人件費の増額補正12万8,000円と、国保連合会への負担金を1万円減額し、合計11万8,000円を職員給与等として繰り入れるもの、また普通交付税算入分としての財政安定化支援事業繰入金235万5,000円、精神・結核医療付加金繰入金9万8,000円の合計675万7,000円を繰り入れるものでございます。

また、国保運営基金繰入金については、収支のバランスを図るため4,513万3,000円を繰り入れさせていただくものでございます。

なお、基金残額については、今回の補正額を含め予算ベースで差し引きいたしますと、9,494万3,000円となります。

続いて、主な歳出についてご説明いたします。

5ページをごらんください。

1款、総務費では、人事院勧告に基づく人件費、嘱託人件費の増額補正12万8,000円と、国保連合会への負担金を1万円減額した合計11万8,000円の追加をお願いするものでございます。

2款、保険給付費では、1項、療養諸費において現状の保険給付の見込み額から一般被保険者の療養給付費を9,300万円増額し、退職被保険者等療養給付費を5,900万円減額させていただくものでございます。

次に、6ページ、2項、高額療養費につきましても、先ほどの療養諸費と同様現状の保険給付の見込み額から一般被保険者の高額療養費を900万円増額し、退職被保険者等高額療養費を900万円減額させていただくものでございます。

また、7ページ中段、6項、精神・結核医療付加金として9万8,000円の追加をお願いするものでございます。

なお、歳入額の増減に伴い保険給付費の療養費の各費目と移送費、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金におきまして、財源振替をさせていただくものでございます。

以上、国保特別会計についての補足説明とさせていただきます。よろしくご説明いたします。

続きまして、議案第78号 平成26年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、補正前の予算の総額に歳入歳出それぞれ57万5,000円を追加し、補正後の額を2億2,869万7,000円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明をさせていただきます。

事項別明細書、3ページをお願いいたします。

最初に、歳入の3款、繰入金については、保険基盤安定繰入金として一般会計から繰り入れるもので、57万5,000円を追加させていただくものであり、当該繰入金は京都府後期高齢者医療広域連合に対して支払う保険基盤安定負担金に財源充当するものでございます。

続いて、4ページの歳出についてですが、先ほど歳入でも申し上げましたとおり、一般会計からの繰入金を財源といたしまして、京都府後期高齢者医療広域連合に対し保険基盤安定負担金として支払うもので、繰入金同額の57万5,000円を増額させていただくもので

ございます。

主な増減理由といたしましては、均等割額の5割軽減判定所得基準額を算出します算定式におきまして、昨年度までは世帯主を除くとされていましたが、世帯主も含む被保険者全員の数をカウントすることとされたことなどから、軽減対象者が増加したことに伴い負担金が増加となったものと考えております。

以上、簡単ではございますが、京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 続きまして、議案第79号 平成26年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の事業勘定分につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正では、事業勘定において既定の予算総額に歳入歳出それぞれ9,815万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を21億4,764万9,000円とさせていただくものでございます。

それでは、最初に歳出の主な項目について説明させていただきます。

事項別明細書の5ページをお願いいたします。

1款、総務費では、介護保険システムの機能改善に係ります改修負担金を主なものといたしまして、全体で18万7,000円の追加をお願いいたしております。

次に、2款、保険給付費では、今年度これまでの保険給付費の支出状況から推計し補正をさせていただきます。

1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス給付費では、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護サービスなどの利用件数の増加に伴い、1億519万円の増額をお願いしております。

6ページ、3目の施設介護サービス給付費については、主に介護老人福祉施設特養に係ります給付費について、当初予算の時点では一月当たりの平均入所者数を211件と見込んでおりましたが、町内施設の増床、ユニット型への転換分を含めまして、今後の月平均を193件と見込み、5,089万6,000円の減額をいたしております。

6目、居宅介護サービス計画給付費につきましては、10月までの給付実績に基づきまして、777万6,000円の追加をお願いしております。

2項、介護予防サービス等諸費につきましては、それぞれの介護予防サービスにおきましても10月までの給付実績に基づき見込み額を算出し、総額で36万7,000円の追加をお願いしております。

8 ページの 5 項、特定入所者介護サービス等費は、施設利用者の所得区分に応じまして居住費や食事負担に係る補足給付をするものですが、1 目の特定入所者介護サービス費で 3, 1 1 5 万 2, 0 0 0 円の追加をいたしております。町内施設で、ユニット型が導入されたことから、居住費で保険者が負担する額が増えております。

以上、保険給付費全体では 9, 8 8 3 万 9, 0 0 0 円の追加とさせていただくものでございます。

9 ページの基金積立金については、9 月の第 1 号補正時点において充当不用額として 8 7 万 5, 0 0 0 円を積み立てることとしたところですが、後ほど説明させていただきます歳入の補正において、基金繰入金の追加をお願いしていることから、この積立額分については減額いたしております。

そのほかの項目につきましては、歳入予算の補正に伴い財源振替を行っております。

続きまして、3 ページにお戻りいただきまして、歳入の説明を申し上げます。

3 款、国庫支出金、4 款、支払基金交付金、5 款、府支出金につきましては、先ほど歳出で説明いたしました保険給付費の給付額等の増減に伴い、補正をお願いするものでございます。それぞれ、所定の負担率に基づき算出いたしております。

なお、3 ページ最下段の府補助金、地域包括ケアシステム推進補助金については、認知症カフェに係る補助金として 9 月の第 1 号補正で追加したものです。地域支援事業の補助金と分けて管理するため、節で区分することとしたことから、4 ページ上段のとおり組みかえをお願いしております。

4 ページの 7 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金では、歳出の保険給付費及び総務費の追加に伴いルール分の繰り入れをお願いしております。

2 項、基金繰入金につきましては、収支の均衡を図るため 1, 6 6 1 万 8, 0 0 0 円の追加をいたしております。

なお、予算ベースで平成 2 6 年度末の準備基金の残高は、約 1, 6 8 0 万円と見込んでおります。

以上、簡単ではございますが、介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）事業勘定分の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 続きまして、同じく議案第 7 9 号 平成 2 6 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）のうち、老人保健施設サービス勘定の補正予算につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、老人保健施設におきましては、歳入歳出予算の補正としましてそれぞれの合計補正額を159万4,000円を増額し、補正前の1億6,829万6,000円を1億6,989万円にお願いするものでございます。

細部につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして、事項別明細書の4ページの歳出から、先にご説明をさせていただきます。

歳出の目、一般管理費では、先に町長から説明がありましたとおり、国の人勧に準じまして京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づき、老健施設関係の職員の人件費関係及び諸手当の関係として、159万4,000円を追加させていただくものでございます。

次に、戻っていただきまして、3ページの2、歳入におきましては、先ほどの人件費関係の歳出の財源といたしまして、目、一般会計繰入金におきまして159万4,000円を追加させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、老人保健施設サービス勘定の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君） 続きまして、議案第80号 平成26年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算（第2号）につきましては、補正前の額14億9,870万円から7,890万円を減額し、補正後の額を14億1,980万円とさせていただくものでございます。最初に、3ページをごらんください。

第2表、地方債補正ですが、簡易水道事業に係る地方債におきまして、借入限度額1億4,310万円から4,430万円を減額し、補正後の借入限度額を9,880万円とするものです。

また、過疎対策事業に係ります地方債におきましては、借入限度額1億3,110万円から4,340万円を減額し、補正後の借入限度額を8,770万円とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

主に、和知簡易水道事業費の縮小に伴います地方債借入額の減額でございます。

それでは、歳入の主な項目につきまして、事項別明細書の3ページをごらんください。

1款、2項、1目、水道事業費負担金につきましては、給水工事負担金2件を見込み、16万円を増額するものです。

3 款、1 項、1 目、施設整備費、国庫補助金は、和知簡易水道事業費の減額に伴い、3, 355 万 2, 000 円を減額するものです。

6 款、2 項、1 目、基金繰入金は、一般管理費や和知簡易水道事業で起債対象外となる工事請負費等の財源確保のため、4, 150 万円の基金取り崩しをするものです。

4 ページに移りまして、9 款、1 項、1 目、簡易水道事業債は、第 2 表地方債補正で説明いたしましたとおり、借入額を 8, 770 万円減額するものでございます。

次に、歳出の主な項目につきまして、明細書の 5 ページをごらんください。

1 款、水道管理費、1 項、1 目、一般管理費、11 節の需用費の光熱水費ですが、施設管理に係ります電気料金が当初の見積もりを超える状況となっており、251 万 2, 000 円を増額計上しております。

15 節、工事請負費では、下大久保浄水場の濁度測定機器導入工事や、畑川浄水場の電源装置修繕工事に 2, 100 万円を増額計上しております。

19 節、負担金補助及び交付金では、8 月の台風や豪雨によりまして、畑川ダム貯水池には立木、ごみが、またダム上流には土砂が大量に堆積し、これらを除去するための費用が発生したため、町負担金であります 140 万 3, 000 円を増額計上しております。

また、27 節、公課費の消費税納付金では、平成 25 年度に係ります消費税が確定したことにより、725 万 9, 000 円を減額するものでございます。

6 ページに移りまして、2 款、施設費、1 項、2 目、簡易水道施設費、工事請負費ですが、主に本年度完成予定でありました出野の低区配水池築造工事におきまして、用地買収事務に不測の日数を要したため、本年度分の工事内容を縮小し、9, 720 万円を減額補正するものでございます。

以上、まことに簡単ですが、補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 81 号 平成 26 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算（第 1 号）につきましては、補正前の額 9 億 6, 390 万円から 1, 079 万 1, 000 円を減額し、補正後の額を 9 億 5, 310 万 9, 000 円とさせていただきます。

それでは、歳入の主な項目につきまして、事項別明細書の 3 ページをごらんください。

1 款、1 項、1 目、下水道事業費分担金ですが、農業集落排水事業では 4 件分を見込んで 369 万 2, 000 円を、特定環境保全公共下水道事業では 3 件分を見込んで 257 万 8, 000 円を増額し、浄化槽市町村整備推進事業では今年度の設置基数が 1 基となりましたの

で、112万円を減額するものです。

3款、1項、1目、下水道事業費国庫補助金ですが、農業集落排水事業の機能診断に係ります補助金の割り当てが470万円減額となり、浄化槽事業では年度間、また事業間の調整によりまして129万6,000円を減額するものでございます。

次に、3ページから4ページですけれども、6款、1項、1目、一般会計繰入金は、それぞれの事業の増減によりまして1,008万5,000円を減額しております。

7款、1項、1目、前年度繰越金は54万円となり、既決予算額40万円を差し引いた額であります14万円を増額するものでございます。

次に、歳出の主な項目につきまして、同じく5ページをごらんください。

1款、総務費、1項、1目、一般管理費の人件費ですが、主に職員の異動によりまして1名減となり、631万3,000円を減額するものでございます。

2款、下水道費、1項、1目、施設整備委託料ですが、歳入でも申し上げましたとおり、農業集落排水事業の機能診断業務におきまして、補助金割り当てが減額となったため、業務内容を縮小し、480万円を減額するものでございます。

同じく、2目、施設管理費におきましては、農業集落排水事業で74万4,000円、林業集落排水事業で10万円を増額し、各種修繕や汚泥引き抜きの増加に対応をいたします。

6ページに移りまして、2款、下水道費、3項、1目、浄化槽事業の施設整備費では、入札減により委託料を50万6,000円減額し、2目、施設管理費では、ブローア等の修繕料として30万円を増額するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 続きまして、議案第82号 平成26年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算から819万5,000円を減額し、補正後の額を1億1,236万5,000円とすることをお願いするものでございます。

2枚めくっていただきまして、3ページの第2表、地方債補正をごらんください。

バス購入費の確定に伴いまして、その財源とする過疎対策事業債の借入限度額を2,000万円から1,120万円に減額するものでございます。

次に、歳入歳出予算補正の内容につきまして、先に歳出をご説明申し上げます。

事項別明細書、4ページをごらんください。

運行事業費の共済費と負担金補助及び交付金の補正につきましては、嘱託職員の異動に伴い社会保険関係を調整するものでございます。

需用費、修繕料でございますが、定期点検以外の突発的な修繕分として124万7,000円を増額させていただくものです。

備品購入費、バス購入につきましては、10月に納車のありました29人乗り小型バスと14人乗りワゴン車の購入実績により、875万8,000円を減額するものでございます。

1ページ戻っていただきまして、3ページの歳入でございます。

町債では、バス購入費の減額に伴って880万円を減額し、繰入金につきましては収支の均衡を図るため、一般会計から60万5,000円の繰り入れをお願いするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） それでは、続きまして、議案第83号 平成26年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

病院事業会計におきましては、最初に全体の補足説明を申し上げ、その後医療機関ごとの補足説明をさせていただきます。

まず、病院事業会計の全体の補正予算につきましては、収益的収入及び支出の補正といたしまして、既決の予定額から収益的収支においては550万円を追加補正し、補正後の予算総額を9億5,700万円とお願いするものでございます。

また、当初予算第6条で定めております議会の議決を得なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費につきましては135万1,000円を追加し、職員給与費については補正後の額を6億2,695万円とすることをお願いするものでございます。

それでは、医療機関ごとに補足説明を申し上げます。

補正予算（第2号）説明書の1、2ページをごらんくださいませ。

収益に該当する部分で、今回の補正をお願いいたしますのは、京丹波町病院に係る京丹波町病院事業収益におきまして、外来収益を550万円追加として計上させていただくものでございます。外来単価の上半期の実績額に基づく収益見込みでございます。

次の、3、4ページの収益的支出につきましては、まず上段の京丹波町病院事業費用におきまして、医業費用の1目、給与費では国の人勧に準じ、町給与条例の改正に伴いまして職員関係の人件費の給料及び諸手当の所要の補正を行い、192万円の追加を行うものでござ

います。

また、3目、経費における節の修繕費に、院内エアコン関係の修理、屋外設置の非常発電機のとソーラーの修繕費といたしまして90万円の追加を、賃借料としまして、寝具類や患者衣類等に60万円を、委託料では外来の検体検査の上半期の実績の増加に基づきまして、360万円を増額いたし、経費の合計として358万円を、京丹波町病院の収益的支出の補正予算額としましては、合計550万円とお願いするものでございます。

次に、3ページ下段以降にございます和知診療所につきましては、和知診療所事業費用としまして、医業費用の1目、給与費では、同じく国の人勧に基づきまして町職員給与条例の改正に伴い、職員関係の人件費の給料及び手当等の所要の補正を行い、48万6,000円の増額を行うものでございます。

また、2目、材料費におきましては、医薬品におきまして上半期の実績に基づき49万8,000円の減額をいたし、3目、経費におきましては退職手当組合負担金の精査をお願いし、和知診療所につきましては、これらを整理いたしましたところ、収益的支出の補正予算としましてはゼロ円となるものでございます。

次に、5、6ページ中段にございます和知歯科診療所でございますが、医業費用の1目の給与費では、同じく国の人勧に基づき町職員給与条例の改正に伴いまして、職員関係の人件費の給料及び手当等の所要の補正を行い、3目、経費におきましては、退職手当組合負担金の精査をお願いし、これらを整理いたしましたところ、収益的支出の補正予算額といたしましてはゼロ円となるものでございます。

以上、病院事業会計補正予算に係る補足説明とさせていただきます。ご審議を賜りまして、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は、12月8日午前9時に再開しますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでございました

散会 午前11時31分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 村松篤郎

〃 署名議員 原田寿賀美